

平成 29 年 11 月 22 日
教 育 局

第 1 回会議における確認事項・指摘事項について

〇いじめの未然防止に向けた取り組み

	確認・指摘事項（要旨）	教育局の考え方
1	やることが多すぎて現場が疲弊している実情への配慮（やらないものはやらないという判断）	<p>事案発生後、緊急対策として「学校・保護者・地域のいじめ防止の関する意見交換」、「全ての児童生徒との個別面談」の実施など、様々なことを学校にお願いしているところだが、どれも再発防止のために必要であるものと認識している。</p> <p>一方で、教育センター主催の研修の実施を先送りするなど可能な範囲で負担軽減も図っている。今後も学校の実情を踏まえながら、適切に対応したい。</p>
2	取り組みによる効果と負担をチェックし、次の行動につなげていくこと（事業実施における PDCA サイクル）	<p>事業を実施していくうえで、その効果を、評価指標などを用いて、実施に伴う費用や負担とともに検証し、必要な改善につなげていくことが重要であると考えている。</p> <p>本市教育委員会では、「仙台市教育振興基本計画」に基づき実施している各種教育施策について、評価指標を設定し、外部の有識者の意見を取り入れながら地方教育行政法に基づく点検・評価を行っているところだが、それぞれのいじめ防止対策についても適切な評価を行い、より効果的な事業に結び付けていきたいと考えている。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・相手がされて嫌だと感じることはしなという意識をどう伝えていくかが最も重要 ・「いじめ」という言葉を使うことで、児童生徒ごとに認識のずれが生じるのではないか 	<p>悪ふざけや遊びのつもりで行った行為も、受ける側にとっては苦痛を感じることもある。このようなケースにおいては、関係する児童生徒に「いじめ」という言葉で指導をしても、すんなりと理解できない場合もある。</p> <p>学校生活の中で起きている様々なケースについて、自分が行った具体的な行為に、相手はどのような気持ちになったのか、そのような気持ちにさせてしまったことについてどう考えるかなど、タイミングを逃さず、発達段階や特性に応じた丁寧な説明や振り返りを行っていくことが重要であると考えている。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」という名前を付けて何かをすれば効果があるという発想はやめるべき ・いじめ対策専任教諭についても、いじめに特化しないスーパーバイザーのような教員を置く方が望ましいのではないか 	<p>法に基づくいじめかどうかという視点だけではなく、児童生徒が苦痛を感じていないか、困っていることはないかといった視点で見守り、対応していくことが必要であると考えている。教員一人ひとりがこうした意識を持ちながら、いじめの未然防止、早期発見、対応を組織的に行うため、担任を支援しながら学校全体のいじめ対策を担う、いじめ対策専任教諭の役割は極めて重要である。</p> <p>一方で、教員が持っている様々な指導上の課題や悩みに答え、支援していく必要がある。その役割はまず校内の管理職が担うものだが、教育委員会としてもいじめ対応等に係る教職員支援室を設置し、対応を行っているところである。</p>

○保護者等に対する啓発

	確認・指摘事項（要旨）	教育局の考え方
5	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に学校の取組みを理解してもらうための取組みの強化（教員が仕事をしやすくする環境づくりとしても重要） ・いじめの問題だけではなく、広く学校と地域社会の繋がりを考えていくことが必要 ・いじめ防止のために地域に期待する役割 	<p>児童生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭や地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」を学校教育活動の基盤に据え、「学校支援地域本部」をはじめ、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めてきた。</p> <p>いじめ対策についても、家庭や地域との連携、協力が必要であり、全学校において学校・保護者・地域のいじめに関する意見交換の場を設定し、学校における実態報告を行うとともに、三者それぞれの立場でのいじめ防止に向けた取組みについての協議などを行ったところである。引き続き、教職員一人ひとりがこうした意識を持ちながら、学校の取組みを情報発信し、地域の理解、協力を得てまいりたい。</p>
6	<p>嘱託社会教育主事のいじめ対策における位置付けや活動状況</p>	<p>仙台市の嘱託社会教育主事は、社会教育主事としての専門性を活かし、所属校における地域連携業務や地域連携業務を担当する教員の支援を行っており、教育委員会が主催する生涯学習事業及び社会教育事業への協力、市民センターにおける青少年の地域活動及び社会参加に係る事業への指導及び援助、地域における社会教育関係団体の育成及び援助など生涯学習又は社会教育の振興に寄与する業務を担っている。</p> <p>嘱託社会教育主事として、各校のいじめ防止に向けた事業に直接携わるものではないが、その活動は、児童生徒を含めた青少年の地域活動や社会参加に係る事業に携わりながら、人間関係づくりや自己肯定感・自己有用感の醸成等に寄与するものであり、いじめ防止への一助を担っているものと考えている。</p>

○いじめへの対処としての取組み

	確認・指摘事項（要旨）	教育局の考え方
7	<p>いじめへの対処は学校だけでは限界があり、教育委員会の対応や外部組織の活用などの制度検討が重要</p>	<p>いじめへの対応はまずは学校がいじめ対策担当教諭が中心となって組織的に対応する必要がある。一方、教育委員会の「いじめ不登校対応支援チーム」が全市立学校を巡回訪問し、学校に対して助言を行っている。また、解決が困難になっているケースなどについては、必要に応じて教育委員会の職員が学校に出向くなどして、学校と教育委員会が連携して取り組んでいる。</p> <p>また、福祉や医療など専門的な対応やアプローチが必要な者は、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を活用して関係機関との連携も図っている。</p>

○教育局の体制強化

	確認・指摘事項（要旨）	教育局の考え方
8	<p>S S Wに対する需要増に対して、現状の配置状況（5名）では不足</p>	<p>福祉的な支援を必要とする児童生徒の家庭は増加しており、学校現場からのS S W派遣要請も年々増加している。平成29年度、S S Wが担当するケース件数は141件であり、一人当たり平均28.2件のケースを抱えている状況である。ケース会議出席、保護者や教員との面談、関係機関との折衝、電話相談などのケース対応による負担も増加しており、増員を含め、次年度の配置を検討しているところである。</p>
9	<p>S S Wの役割等について、教員や保護者への周知を徹底していくことが必要</p>	<p>平成29年3月に全市立学校・幼稚園の教員に作成したリーフレットを配付して啓発を図っているところである。また、研修等の際にS S Wの役割について説明を行い、活用の普及・啓発を図っているところである。</p> <p>今後も教員への周知を継続するとともに、ホームページやP T A研修などを通して保護者や地域の方々への啓発を更に行っていきたい。</p>
10	<p>スクールカウンセラー（以下「S C」）が相談を受けただけに終わらないよう、その後の進め方の仕組みをつくる必要がある</p>	<p>学校とS Cが情報共有、連携することが対応を進める上で重要である。相談後、S Cと担当者や管理職が丁寧に情報を共有する時間を確保するとともに、ケース会議等を随時開催し、今後の対応方針や具体策について話し合い、実行に移していけるよう、更に各校の教育相談体制を整備していきたい。</p>